

国民生活安定緊急措置法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 指定する生活関連物資等

一 国民生活安定緊急措置法（昭和四十八年法律第二百一十一号）第二十六条第一項の政令で指定する生活関連物資等は、米穀とすること。
（第一条関係）

二 米穀を不特定の相手方に対し売り渡す者から米穀の購入をした者は、当該購入をした米穀の譲渡（不特定又は多数の者に対し、当該米穀の売買契約の締結の申込み又は誘引をして行うものであって、当該米穀の購入価格を超える価格によるものに限る。）をしてはならないものとする。こと。
（第二条関係）

三 第二条の規定に違反した場合について罰則を設けるものとする。こと。
（第七条関係）

第二 施行期日等

一 この政令は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行するものとする。こと。

（附則第一項関係）

二 この政令の施行に伴う所要の経過措置を整備するとともに、関係政令の規定を整備すること。

（附則第二項及び第三項関係）